

令和8年度

花巻市予算

花巻市



# 目 次

令和8年度花巻市一般会計予算	1
令和8年度花巻市国民健康保険特別会計予算	13
令和8年度花巻市後期高齢者医療特別会計予算	18
令和8年度花巻市介護保険特別会計予算	21
令和8年度花巻市公設地方卸売市場事業特別会計予算	26
令和8年度花巻市産業団地事業特別会計予算	30



令和 8 年 度

花 卷 市 一 般 会 計 予 算



## 議案第23号

### 令和8年度花巻市一般会計予算

令和8年度花巻市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,129,144千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

#### (債務負担行為)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月25日提出

花巻市長 小原 勝

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 12,334,376
	1 市民税	4,954,230
	2 固定資産税	6,116,840
	3 軽自動車税	394,079
	4 市たばこ税	766,927
	5 入湯税	102,300
2 地方譲与税		917,108
	1 地方揮発油譲与税	159,800
	2 自動車重量譲与税	647,800
	3 森林環境譲与税	86,008
3 利子割交付金		22,100
	1 利子割交付金	22,100
4 配当割交付金		39,200
	1 配当割交付金	39,200
5 株式等譲渡所得割交付金		26,100

款	項	金額
		千円
	1 株式等譲渡所得割交付金	26,100
6 法人事業税交付金		172,454
	1 法人事業税交付金	172,454
7 地方消費税交付金		2,798,200
	1 地方消費税交付金	2,798,200
8 ゴルフ場利用税交付金		13,700
	1 ゴルフ場利用税交付金	13,700
9 環境性能割交付金		1
	1 環境性能割交付金	1
10 地方特例交付金		79,100
	1 地方特例交付金	79,100
11 地方交付税		15,000,000
	1 地方交付税	15,000,000
12 交通安全対策特別交付金		11,100
	1 交通安全対策特別交付金	11,100
13 分担金及び負担金		323,493

款	項	金 額
		千円
	1 分担金	529
	2 負担金	322,964
14 使用料及び手数料		594,911
	1 使用料	460,019
	2 手数料	134,892
15 国庫支出金		8,023,367
	1 国庫負担金	5,684,591
	2 国庫補助金	2,312,426
	3 国庫委託金	26,350
16 県支出金		5,001,293
	1 県負担金	2,128,196
	2 県補助金	2,704,747
	3 県委託金	168,350
17 財産収入		92,471
	1 財産運用収入	79,184
	2 財産売払収入	13,287

款	項	金額
18 寄附金		千円 5,000,001
	1 寄附金	5,000,001
19 繰入金		3,732,008
	1 基金繰入金	3,556,759
	2 特別会計繰入金	175,249
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		594,960
	1 延滞金加算金及び過料	7,403
	2 市預金利子	7,679
	3 貸付金元利収入	325,045
	4 受託事業収入	8,824
	5 雑入	246,009
22 市債		3,353,200
	1 市債	3,353,200
歳 入	合 計	58,129,144

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円
		273,593
1 議会費	1 議会費	273,593
2 総務費		9,756,050
	1 総務管理費	8,768,646
	2 徴税費	523,547
	3 戸籍住民基本台帳費	260,312
	4 選挙費	147,547
	5 統計調査費	21,312
	6 監査委員費	34,686
3 民生費		17,095,260
	1 社会福祉費	7,852,640
	2 児童福祉費	7,995,278
	3 生活保護費	1,247,335
	4 災害救助費	7
4 衛生費		2,897,626
	1 保健衛生費	1,917,310

款	項	金額
		千円
	2 清掃費	980,316
5 労働費		152,338
	1 労働諸費	152,338
6 農林水産業費		3,890,989
	1 農業費	3,725,390
	2 林業費	162,140
	3 水産業費	3,459
7 商工費		1,837,028
	1 商工費	1,837,028
8 土木費		7,414,204
	1 土木管理費	366,200
	2 道路橋梁費	3,786,758
	3 河川費	323,062
	4 都市計画費	2,547,594
	5 住宅費	390,590
9 消防費		2,181,803

款	項	金額
		千円
	1 消防費	2,181,803
10 教育費		6,900,592
	1 教育総務費	871,907
	2 小学校費	942,027
	3 中学校費	745,519
	4 義務教育学校費	796
	5 幼稚園費	83,445
	6 社会教育費	2,357,159
	7 保健体育費	1,899,739
11 災害復旧費		2,000
	1 農林施設災害復旧費	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		5,627,660
	1 公債費	5,627,660
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1

款	項	金 額
14 予備費		千円 100,000
	1 予備費	100,000
歳	出	58,129,144
	合 計	

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防拠点施設等整備事業	千円 97,155
		消防団施設等整備事業	68,334
10 教育費	7 保健体育費	学校給食センター改修事業	26,947

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公用車再リース (令和8年度)	令和8年度から 令和13年度まで	24,000千円
事務機器再リース (令和8年度)	令和8年度から 令和9年度まで	1,000千円
高齢者運転免許返納支援事業補助 (令和8年度)	令和8年度から 令和9年度まで	助成券発行額の範囲内
母子家庭等高等職業訓練促進給付金 (令和8年度)	令和8年度から 令和11年度まで	支給対象期間において 決定した額の範囲内
介護人材確保事業補助 (令和8年度)	令和8年度から 令和13年度まで	奨学資金返還金の2分の1以内
農業近代化資金利子補給 (令和8年度)	令和8年度から 令和22年度まで	融資残高の2.0%以内
農業経営基盤強化資金利子補給 (令和8年度)	令和8年度から 令和21年度まで	融資残高の1.0%以内
東和除雪機械格納庫建築工事	令和8年度から 令和9年度まで	85,650千円
ふるさと奨学生定着事業補助 (令和8年度)	令和8年度から 令和22年度まで	奨学資金返還金の2分の1以内



第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
情報システム改修事業	6,100	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる公的 資金及び民間等資金に ついて、利率の見直し を行った後においては 当該見直し後の利率	公的資金及び民間等資 金の融資条件による。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換 えすることができる。
庁舎設備等改修事業	9,300			
公共施設最適化事業	34,200			
集落整備事業	44,700			
公共交通確保対策事業	3,900			
社会福祉施設整備事業	5,600			
上水道出資事業	120,100			
衛生施設整備事業	7,500			
農村施設整備事業	5,000			
農業農村整備事業	194,400			
産業振興事業	11,500			
観光施設整備事業	4,000			
道路整備事業	1,392,800			
河川整備事業	170,100			
住宅整備事業	46,500			
都市施設整備事業	16,800			
消防防災施設整備事業	520,100			
学校施設整備事業	49,000			
生涯学習施設整備事業	131,400			
文化施設整備事業	544,500			
文化振興事業	3,300			
スポーツ施設整備事業	32,400			
計	3,353,200			



令和 8 年度

花 卷 市 国 民 健 康 保 険  
特 別 会 計 予 算



議案第 24 号

令和 8 年度花巻市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度花巻市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 357, 235 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 25 日提出

花巻市長 小 原 勝

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		1,359,903
	1 国民健康保険税	1,359,903
2 使用料及び手数料		750
	1 手数料	750
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		6,216,456
	1 県補助金	6,216,455
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		2,723
	1 財産運用収入	2,723
6 繰入金		768,897
	1 他会計繰入金	503,238
	2 基金繰入金	265,659
7 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
8 諸収入		千円 8,504
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000
	2 預金利子	1
	3 雑入	5,503
歳	入	合 計
		8,357,235



款	項	金額
		千円
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		136,715
	1 特定健康診査等事業費	123,852
	2 保健事業費	12,863
6 基金積立金		2,723
	1 基金積立金	2,723
7 公債費		42
	1 公債費	42
8 諸支出金		10,001
	1 償還金及び還付加算金	10,001
9 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	8,357,235



令和 8 年度

花 卷 市 後 期 高 齡 者 医 療  
特 別 会 計 予 算



議案第 25 号

令和 8 年度花巻市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度花巻市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 8 0 7, 0 3 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

花巻市長 小 原 勝

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		1,216,864
	1 後期高齢者医療保険料	1,216,864
2 使用料及び手数料		181
	1 手数料	181
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 繰入金		1,587,364
	1 一般会計繰入金	1,587,364
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2,621
	1 延滞金、加算金及び過料	119
	2 償還金及び還付加算金	2,500
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
歳 入	合 計	2,807,032





令和 8 年度

花 卷 市 介 護 保 険  
特 別 会 計 予 算



議案第 26 号

令和 8 年度花巻市介護保険特別会計予算

令和 8 年度花巻市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,214,987 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 25 日提出

花巻市長 小 原 勝

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		2,131,895
	1 介護保険料	2,131,895
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		2,746,211
	1 国庫負担金	1,899,898
	2 国庫補助金	846,313
4 支払基金交付金		2,930,569
	1 支払基金交付金	2,930,569
5 県支出金		1,598,891
	1 県負担金	1,518,629
	2 県補助金	80,262
6 財産運用収入		2,983
	1 財産運用収入	2,983
7 繰入金		1,804,167
	1 一般会計繰入金	1,615,758



歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円
		145,790
	1 総務管理費	37,411
	2 賦課徴収費	19,314
	3 介護認定審査会費	83,983
	4 趣旨普及費	599
2 保険給付費	5 事業計画費	4,483
		10,518,601
	1 介護サービス費	9,640,100
	2 介護予防サービス費	213,700
	3 諸費	11,301
	4 高額サービス費	258,600
	5 高額医療合算介護サービス費	28,300
6 特定入所者サービス費	366,600	
3 地域支援事業費		534,570
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	308,907
	2 一般介護予防事業費	24,556

款	項	金額
		千円
	3 包括的支援事業・任意事業費	199,148
	4 その他諸費	1,959
4 基金積立金		2,983
	1 基金積立金	2,983
5 公債費		42
	1 公債費	42
6 諸支出金		3,001
	1 償還金及び加算金	3,001
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	11,214,987



令和 8 年 度

花卷市公設地方卸売市場事業  
特 別 会 計 予 算



議案第 27 号

令和 8 年度花巻市公設地方卸売市場事業特別会計予算

令和 8 年度花巻市の公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 78,920 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 25 日提出

花巻市長 小 原 勝



歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 64,870
	1 事業費	64,870
2 公債費		14,050
	1 公債費	14,050
歳 出	合 計	78,920



第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場事業	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">37,900</p>	普通貸借又は証券発行	<p style="text-align: center;">4. 0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率</p>	<p>公的資金及び民間等資金の融資条件による。</p> <p>ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</p>



令和 8 年度

花 卷 市 産 業 団 地 事 業  
特 別 会 計 予 算



議案第 28 号

令和 8 年度花巻市産業団地事業特別会計予算

令和 8 年度花巻市の産業団地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 887,275 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 25 日提出

花巻市長 小 原 勝

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		18
	1 使用料	18
2 国庫支出金		127,710
	1 国庫補助金	127,710
3 財産収入		175,249
	1 財産売払収入	175,249
4 繰入金		267,496
	1 繰入金	267,496
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 雑入	1
7 市債		316,800
	1 市債	316,800
歳 入 合 計		887,275

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 702,824
	1 事業費	702,824
2 公債費		9,202
	1 公債費	9,202
3 諸支出金		175,249
	1 繰出金	175,249
歳 出 合 計		887,275

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
花南産業団地造成工事（C工区）	令和8年度から 令和9年度まで	301,620千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業団地整備事業	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">316,800</p>	普通貸借又は証券発行	<p style="text-align: center;">4. 0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率</p>	<p>公的資金及び民間等資金の融資条件による。</p> <p>ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</p>